

議案第68号

朝来市旧生野鉦山職員宿舎条例等の一部を改正する条例制定について  
朝来市旧生野鉦山職員宿舎条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。  
令和3年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

使用料等を徴する市の施設において、当該使用料等を還付すべき理由の規定の仕方を見直すため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

朝来市旧生野鉦山職員宿舎条例等の一部を改正する条例

(朝来市旧生野鉦山職員宿舎条例の一部改正)

第1条 朝来市旧生野鉦山職員宿舎条例(平成22年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中「市の責めに帰すべき理由による」を「公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等利用者の責めに帰することができない理由その他特別の理由がある」に改める。

(朝来市生野まちなみ交流館条例の一部改正)

第2条 朝来市生野まちなみ交流館条例(平成22年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中「市の責めに帰すべき理由による」を「公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等利用者の責めに帰することができない理由その他特別の理由がある」に改める。

(朝来市たけだ城下町交流館条例の一部改正)

第3条 朝来市たけだ城下町交流館条例(平成24年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中「市の責めに帰すべき理由による」を「公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等利用者の責めに帰することができない理由その他特別の理由がある」に改める。

(朝来市国史跡竹田城跡観覧料の徴収に関する条例の一部改正)

第4条 朝来市国史跡竹田城跡観覧料の徴収に関する条例(平成25年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「市の責めに帰すべき理由」を「公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等観覧者の責めに帰することができない理由」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第68号資料

### 朝来市旧生野鉾山職員宿舍条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>（使用料の不還付）</p> <p>第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、<u>市の責めに帰すべき理由</u>によると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>（使用料の不還付）</p> <p>第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、<u>公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等利用者の責めに帰することができない理由その他特別の理由がある</u>と市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>

### 朝来市生野まちなみ交流館条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>（使用料の不還付）</p> <p>第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、<u>市の責めに帰すべき理由</u>によると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>（使用料の不還付）</p> <p>第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、<u>公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等利用者の責めに帰することができない理由その他特別な理由がある</u>と市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>

### 朝来市たけだ城下町交流館条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案
<p>（使用料の不還付）</p> <p>第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、<u>市の責めに帰すべき理由</u>によると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>（使用料の不還付）</p> <p>第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、<u>公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等利用者の責めに帰することができない理由その他特別な理由がある</u>と市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>

### 朝来市国史跡竹田城跡観覧料の徴収に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改 正 案
<p>（観覧料の不還付）</p> <p>第5条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、<u>市の責めに帰すべき理由</u>があると市長が認めるときは、その全部を還付することができる。</p>	<p>（観覧料の不還付）</p> <p>第5条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、<u>公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等観覧者の責めに帰することができない理由がある</u>と市長が認めるときは、その全部を還付することができる。</p>